

北海道子どもの貧困対策推進計画素案の概要

第1 基本的考え方

1 計画策定の趣旨

我が国における子どもの貧困率は、「国民生活基礎調査」によると、平成24年には過去最悪の16.3%となっており、子どもの6人に1人が平均的な所得の半分以下の世帯で暮らしていることになる。

このため、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、平成26年1月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行された。

また、この法律第8条の規定により、子どもの貧困対策に関する基本方針など、当面の重点施策等を取りまとめた「子どもの貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に策定された。

こうした中、本道においても、生活保護世帯やひとり親家庭が増加が続いているなどの厳しい状況を踏まえ、教育・福祉・労働等の各部局が連携し、教育支援、生活支援、親への就労支援、経済的支援等の施策を総合的かつ効果的に推進するため、本計画を法律第9条第1項に定める都道府県計画として策定する。

2 計画の期間

平成27年度から31年度までの概ね5年間

第2 子どもの貧困の現状と課題

1 子どもの貧困の現状

(1) 我が国における子どもの貧困の現状

国が実施した「国民生活基礎調査」によると、我が国の相対的貧困率（等価可処分所得の中央値の半分の額である貧困線（平成24年は122万円）に満たない世帯の割合）は、平成21年に16%であったものが24年には16.1%と増加し、これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもの貧困率も15.7%から16.3%へと、過去最悪となっている。

貧困率の推移

(単位%)

	S60	S63	H3	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.2	12.5	12.2	14.6	15.1
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
大人が二人	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4

厚生労働省「国民生活基礎調査」

(2) 本道における子どもの貧困の現状

都道府県別の貧困率が公表されていないため、生活保護世帯やひとり親世帯の状況等をもとに、本道における子どもの貧困の現状を分析する。

ア 生活保護世帯の現状

(単位:世帯、人、%)

	H15.4月	H25.4月	
	全道	全道	全国
被保護世帯数	79,706	121,920	1,578,112
被保護者数	121,744	172,186	2,151,858
保護率	2.15	3.17	1.69

厚生労働省「被保護者調査」

イ ひとり親家庭の現状

(単位:世帯、%)

	H17	H22	
	全道	全道	全国
ひとり親家庭世帯	53,871	55,052	844,661
全世帯に占める割合	2.26%	2.27%	1.63%

総務省「国勢調査」

ウ 社会的養護の現状

(単位:施設、人、%)

	H21.3月	H26.3月	参考 全国(H25)
児童養護施設等	1,642	1,539	34,796
里親等	372	497	5,363
計	2,014	2,036	40,159
児童人口	807,936	756,515	19,966,000
出現率	0.25	0.27	0.20

※出現率:児童人口100人当たりの社会的養護を受けている児童の割合

全道:北海道保健福祉部子ども未来推進局調べ

全国:児童養護施設入所児童等調査(厚生労働省)

人口推計(総務省統計局)

エ 経済的な困難を有する子どもの就学等の現状

○中学・高校卒業生全体の進学率、就職率

(単位:%)

	H26.3月	
	全道	全国
高等学校等進学率	99.3	98.8
就職率(中学校卒業後)	0.2	0.3
大学等進学率	70	76.9
就職率(高等学校卒業後)	21.9	16.9

H25年文部科学省「学校基本調査」

(7) 生活保護世帯の子ども

○高校進学率、就職率、高校中退率

(単位:%)

	H25.4月	
	全道	全国
高等学校等進学率	95.5%	90.8%
就職率(中学校卒業後)	1.3%	2.5%
高等学校等中退率	5.3%	5.3%

厚生労働省「被保護者調査」

○大学進学率、就職率

(単位:%)

	H25.4月	
	全道	全国
大学進学率	31.1	32.9
大学等	13.2	19.2
専修学校等	17.9	13.7
就職率(高校卒業後)	55.2	46.1

厚生労働省「被保護者調査」

(4) 児童養護施設の子ども

○中学・高校卒業後の進学率、就職率

(単位:%)

		H 2 5					
		全道			全国		
		高校・大学	専修学校等	高校・大学	専修学校等		
中学卒業後	進学率	98.5	97.1	1.5	96.6	94.8	1.8
	就職率	0.7			2.1		
高等学校卒業後	進学率	14.4	4.8	9.6	22.6	12.3	10.3
	就職率	80.8			69.8		

H25 社会的養護の現況に関する調査

2 子どもの貧困の課題

- 生活保護世帯やひとり親家庭の親の就業に向けた支援や経済的な支援などを充実して、収入の増加と安定を図るほか、保育所への優先入所など、ひとり親家庭の親が働きやすい環境づくりを進める必要がある。
- 就学援助制度の普及に加え、学習支援ボランティアの派遣など、教育支援の充実を図るとともに、高校を卒業し児童養護施設を退所した子どもたちの社会的自立に向けた支援に重点を置いた対策を着実に推進していく必要がある。

第3 計画のめざす姿と基本的な対応方向

1 計画のめざす姿

本計画は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、北海道の全ての子どもたちが、夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざす。

2 計画の基本的な対応方向

次の4つの基本的な対応方向に沿って本計画を推進する。

- 「教育支援」
子どもが貧困の連鎖から脱出するために、全ての子どもの教育を受ける機会を保障するよう取り組みを進める。
- 「生活支援」
子どもたちが学習に集中するために、心身ともに安定した生活を送ることができるよう取り組みを進める。
- 「保護者に対する就労支援」
子どもたちが安定した生活を送るために、親など保護者の就労状況が安定するよう取り組みを進める。
- 「経済的支援」
親等の就労だけでは十分な収入が得られない場合であっても、最低限の経済基盤を保つことができるよう取り組みを進める。

3 子どもの貧困に関する指標

子どもの貧困対策を総合的に推進するに当たり、関連施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、道民や関係者の方々と計画のめざす姿を共有しながらそれぞれの施策を推進するため、指標及び目標値を設定する。

指標については、国の大綱で示されているもののうち、都道府県別の数値があり、計画の推進状況を把握する上で必要と判断した項目を設定する。

目指すべき水準を定める必要があると判断した項目については、国の大綱では示されていないが、道としての目標値（目標年次H31）を設定する。

No.	指標	現状値 (H26)	目標値	参考 全道平均
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	96.1%	98%	99.2%
2	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	98.7%	99%	99.2%
3	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	4.0%	3%	1.8%
4	ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	76.5%	78%	80.6%
5	ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	89.8%	91%	91.3%
6	ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園）	60.5%	65%	72.3%
7	毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	82.1%	100%	61.9%
8	入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	70.4%	100%	61.0%
9	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	28.5%	—	70.2%
10	児童養護施設の子どもの大学等進学率	24.0%	—	70.2%

※ 「現状値」欄の、指標4、5及び6は平成24年度の数値を、指標7及び8は平成25年度の数値を現状値としています。

※ 「参考 全道平均」欄は、北海道の全ての子どもの現状値を記載しています。

指標4及び5は、ひとり親家庭では、稼働しながら子どもの養育にあたることが多く、就業率が一般世帯よりも高くなることから、比較対象として一般世帯の数値は妥当ではないため、全国のひとり親家庭の親の就業率を記載しています。

指標6、7及び8は、対応する道の数値がないことから全国の数値を記載しています。

第4 子どもの貧困対策に向けた重点施策

子どもの貧困対策を進めるに当たっては、子どもに視点を置いて、その生活や成長を保障する観点から、成長段階に応じて切れ目のない必要な施策が実施されるよう配慮する必要がある。

また、これらの施策の実施に当たっては、生活保護世帯やひとり親家庭、児童養護施設等に入所している子どもなど支援を要する緊急度の高い子どもに対して、優先的に施策を講じるよう配慮する。

<ライフステージに応じた施策体系>

成長段階に応じて切れ目のない施策の実施

	出生	就学前	就学期			就職
			小学生・中学生	高校生	大学生	
教育支援			■確かな学力の育成を目指す学校教育の推進			
			■学校と福祉関連機関等との連携			
			■地域の教育力の向上			
			■特別支援教育の充実			
		■質の高い幼児教育・保育の確保				
				■経済的負担の軽減		
				■奨学金制度の活用・充実		
				■高等学校等における修学継続のための支援		
			■学習支援の充実			
				■進学費用等の支援		
			■道立高等技術専門学院訓練生等に対する支援			
		■子どもの食事・栄養状態の確保				
		■多様な体験活動の機会の提供				
生活支援	親	■保護者の自立支援				
			■保育等の確保			
		■保護者や乳幼児の健康確保				
			■母子生活支援施設の活用			
	子ども	■住宅支援の充実				
			■児童養護施設等入所児童・退所児童の支援			
		■家庭的養護の推進				
			■食育の推進に関する支援			
		■地域とのつながり支援				
		■社会資源の地域間格差の解消				
その他					■就労促進に向けた支援	
					■若者に対する就労支援	
就労支援	■相談職員の資質向上					
		■母子・父子福祉団体への支援				
	■就労促進に向けた支援					
	■就職活動への支援					
経済的支援	■学び直しへの支援					
	■就労機会の確保					
	■児童扶養手当の支給					
	■医療費負担の軽減					
	■妊娠や出産費用の負担軽減					
■生活の安定に向けた経済的支援						
■養育費の確保に関する支援						

第5 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 全庁横断的な推進体制

子どもの貧困は、様々な要因が複雑に重なり合って生じており、その対策を総合的に推進するためには、教育、福祉、労働等の多様な分野の関係者が連携・協力しながら、効果的な施策に取り組むことが重要であることから、庁内横断的な組織として「子どもの貧困対策推進会議」を設けます。

また、貧困状態にある子どもの課題を踏まえた確実な支援に向け、支援体制の充実・強化を図り、子どもの貧困対策を総合的かつ計画的に推進する。

(2) 市町村や民間との連携

市町村や民間と連携・協働し、地域の実情や特性に合った支援の効果的な取組を促進する。

2 道民意識の醸成

子どもの貧困の現状や貧困対策などについて積極的に情報発信を行い、広く道民が、子どもの貧困を社会的に重要な課題として認識し理解を深めることにより、子どもの貧困対策に参加・協力する気運を醸成する。

3 計画の点検評価

毎年度、計画に設定した指標の推移を把握することなどにより、計画の適切な進行管理を行い、計画の策定・実行・評価・改善（PDCA）のサイクルに基づく点検評価を行うとともに、道内市町村や他府県等において効果を挙げている取組事例を調査・把握することなどにより、効果的な施策や事業を検討し、必要に応じ、施策の内容や取組方法等の見直しを行う。